

新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月20日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第66号

新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例施行規則（平成27年新潟県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(登山活動団体) 第4条 条例第2条第3項の規則で定めるものは、 公益社団法人日本山岳ガイド協会及び株式会社ヤ <u>マップ</u> とする。	(登山活動団体) 第4条 条例第2条第3項の規則で定めるものは、 公益社団法人日本山岳ガイド協会とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。